

令和元年6月3日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(A) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15H01931

研究課題名(和文) 積極的投票権保障の展開と効果に関する研究

研究課題名(英文) Research on Development and Effects of Substantive Voting Rights

研究代表者

大西 裕 (ONISHI, Yutaka)

神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号：90254375

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 33,600,000円

研究成果の概要(和文)：現在世界各国で在外投票、期日前投票など投票権行使を積極的に保障する改革(積極的投票権保障、SVRs)が進められているが、本研究は、その導入の条件、選挙管理機関とSVRsの関係、投票行動に与える影響を調査し、以下の知見を得た。については、SVRsは投票行動改善のためというより、政治的事情、司法の状況などが影響する。については、SVRsの運用には首長などの政治的主体が影響を与え、政治的に中立的なわけではない。については、期日前投票をおこなった有権者の方が選挙後後悔が大きいなど、選挙ガバナンスのあり方が投票結果に影響を与えている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

第1に、本研究はSVRs研究に関する日本政治学の遅れを一気に挽回した。本研究でSVRs導入条件や選挙管理機関との関係など国際的にも未解明な領域の解明が進み、日本の政治学でも選挙管理、選挙ガバナンスが研究対象として認知され、新しい流れが生まれた。第2に、本研究は、SVRsが有権者の行動に与える質的影響を世界ではじめて明らかにした。SVRs研究は今後本研究が示した制度パフォーマンス研究へとシフトするであろう。

研究成果の概要(英文)：Reforms are currently under way in countries around the world, which substantially secure the voting rights such as overseas voting and early voting (substantive voting rights, SVRs). In this study, we investigated the conditions of their introduction(1), the relationship between the electoral management bodies and SVRs(2), and their influences on the voting behavior(3). We obtained the following findings. As for (1), SVRs are not introduced to improve voting behavior, but are influenced by political circumstances and the judicial situation. As for (2), SVRs are not politically neutral because the political actors such as the local politicians, mayors can affect the operation of SVRs. For (3), voters who vote early have greater regret after the election. Electoral governance can influence the outcome of the polls.

研究分野：政治学

キーワード：選挙管理 選挙ガバナンス 積極的投票権保障 選挙研究 行政学

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

積極的投票権保障 (Substantive Voting Rights, 以下、SVRs) が、近年選挙制度に関する重要な争点に浮上している。世界各国で見られる投票率の低下は民主主義の危機と認識されている上、選挙結果をめぐって混乱した 2000 年アメリカ大統領選挙以降、公正な選挙の実施が重要課題と認識されたためである。SVRs は、こうした問題点を克服する重要な制度改善として理解されている。なお、SVRs とは、投票日に仕事があつて投票できないとか、そもそも選挙情報入手に困難があるなど、何らかの理由で形式的には選挙権があつても実質的に選挙権行使が困難な状態の解消を意味する。

しかし、SVRs は、大きく 3 つの問題に直面している。第 1 に、SVRs は政治問題化しうる。第 2 に、選挙管理のコストとのトレードオフの可能性である。第 3 に、SVRs が投票行動に与える影響がほとんど明らかになっていない。

### 2. 研究の目的

本研究は SVRs が導入される条件、SVRs と EMB の関係、SVRs が有権者の投票行動に与える影響、の 3 点を明らかにする。すなわち、第 1 に、具体的にはいかなる政治的要因が SVRs 導入を促進/阻害するかを明らかにする。第 2 に、SVRs 導入と EMB の形態にはいかなる関係があるのか明らかにする。第 3 に、SVRs が選挙結果に歪みを与えていないかを明らかにする。

### 3. 研究の方法

本研究の目的のうち、と は制度形成の国内・国際比較と、有権者・政治家の意識と制度の関係分析で明らかにし、それぞれ現地調査、有権者・選挙管理委員会・政治家に対するアンケート調査を実施して分析する。は、有権者への投票便宜拡大について、サーベイ実験をおこなう。本研究は、大きく 3 つのパートに分かれる。第 1 に制度形成の国際比較 (制度形成パート)、第 2 に制度効果に対する実験などのアプローチを用いた検証 (制度効果パート)、第 3 に有権者・政治家の意識と制度の関係の分析 (有権者・政治家意識パート) である。制度形成パートは国際班が、残りの 2 パートは国内班が担当する。

国際班は SVRs に関する国際データを整備・活用し、本研究の関心国に対する現地調査をおこなった。国内班は、2016 年度に全国市区町村選挙管理委員会事務局、2017 年度に有権者、2018 年度に都道府県議に対するアンケート調査をおこない、選挙ガバナンス、SVRs に関する意識を尋ねた。また、2016 年度には SVRs が有権者の投票行動にどのような影響を与えるかに関する、有権者を対象としたサーベイ実験をおこなった。

### 4. 研究成果

(1) 制度形成パートでは、選挙管理の形態と SVRs の関係について明らかにしていった。選挙管理のあり方は、政府との距離の取り方を基準に、独立モデル、混合モデル、政府モデルに分類され、国際的には SVRs 同様独立モデルが推奨されている。しかし、民主化レベルの高い国には独立モデルは少なく、SVRs については、過去 20 年間で余り変化がない。とりわけ、政府モデルでは SVRs に対し忌避的であることが解明された。

(2) SVRs のひとつである在外投票と選挙管理モデルとの関係を調査したところ、両者の間には関連が見出せなかった。むしろ、法の支配のあり方や司法積極主義の存在など、司法府のあり方が重要であることが明らかになった。

(3) エストニアは、SVRs の最たる例であるインターネット投票をいち早く実現したが、その理由は政治的なものであった。すなわち、第 1 に、エストニア固有の文脈に基づく個人 ID カード構想の先行と、インターネット投票実現による集票を期待した党派による政治状況の掌握である。この事例分析を通じて、SVRs 拡大は有権者の投票行動改善を目指して生じるというよりは、支配的党派の政治的計算が重要であることが明らかになった。

(4) SVRs の国際的動向に日本を位置づけると、日本は比較的 SVRs に積極的なことが分かった。具体的には、選挙権賦与拡大については、多くの国が精神疾患者に選挙権制限を科しているなかで、日本では 2013 年に制限を取り払った。選挙年齢の下限を 18 歳に引き下げたことも同様に評価される。投票環境の改善でも日本は急速に積極的になっている。在外投票、事前投票、電子投票についてみると、在外投票の方式は郵送投票を認めており、有権者の範囲も広範な方である。事前投票はもっとも寛大な部類に入る。電子投票は事実上実施していないが、電子投票を実施している国は少数に限られている。

(5) 有権者・政治家意識パートでは、政治的主体との関係については次の点が解明された。第 1 に、選挙管理委員会はその構成メンバーより、元政治家型、名士型、中間型に分類される。この違いは投票所数の変化や繰り上げ閉鎖の実施有無など SVRs に影響を与えており、元政治家型ほど投票環境の改善に積極的である。第 2 に、選挙事務局の組織的特徴の違いは、啓発活動や投票所の繰り上げ閉鎖の有無などに影響を与えている。第 3 に、市町村長である首長は実質的に選挙管理にある程度の影響を与えている。すなわち、一般的に投票率が低いほど現職は再選されやすいので、首長は SVRs のための政策実施に消極的になる。

第 4 に、選挙管理委員会事務局の職員である。選挙管理業務は組織的に行われているが、選挙事務局が平均的には少人数で組織されているため、それに携わる職員の存在も重要になる。

焦点となるのは SVRs と業務の効率性であるが、その認識には、個人の勤務年数や組織の規模など外的な属性よりも、職員個人に内在する心理変数が影響を与えていることが析出された。

(6) SVRs に対し、地方議員の意識は党派性が影響している。地方議員は全体として SVRs について現状肯定的である。共産党議員は、投票所数は少なすぎ、戸別訪問を認めるべきだと考える傾向があり、比較的 SVRs に肯定的であるが、自民党議員は、投票時間を短縮すべきで、将来のインターネット投票に否定的など慎重な傾向がある。

(7) SVRs に対し、有権者の意識は複雑である。郵送投票など、投票環境の改善には肯定的だが、囚人の選挙権などについては慎重であり、18 歳選挙権も多数が承認しているわけではない。選挙情報アクセス改善については判断を避ける傾向が強い。

(8) 選挙管理委員会は地方に設置されているので、中央政府との関係も検討が必要である。選挙管理に関して、総務省選挙部は全国の選管にとって、日本の複雑な選挙法に対して一義的な解釈を行う権威であり、指揮監督権を持つ権力であった。ところが、2000 年の地方分権一括法で選挙管理に対する指揮監督権を総務省が手放したため、依然権威ではあり続けるが権力としての存在感を低下させた。そのため、選挙管理に対し首長が影響力を発揮するようになり、選管自体もその意向を重視するようになってきている。SVRs でも総務省と選管の間に齟齬が見られ、総務省ほど積極的でない選管が多い。

(9) 選挙管理委員会が SVRs に与える影響については、投票環境の改善と選挙情報アクセス改善について検討した。投票環境改善については、選挙における移動支援を検討した。移動支援にはコストがかかる上、移動支援をおこなうことで選挙における公平性の原則に反するのではないかと懸念もある。2016 年参院選において移動支援を行っている自治体は 13.1% に留まっているが、こうした移動支援は、合併自治体を実施する傾向があることが明らかとなった。言い換えれば、移動支援は投票所削減への保障措置の色彩が強い。

(10) 選挙情報アクセス改善については、選挙公報のインターネット掲載を題材に検討した。2011 年の東日本大震災を契機に、選挙公報をインターネット上のウェブサイトに掲載することが可能になった。選挙公報は有権者が候補者の政策に簡易に接することが可能な情報源であり、実際に投票にあたって最も参考にされているものの一つである。しかし、その後の選挙におけるネット掲載の有無は判断が分かれており、掲載していないところも少なくない。分析結果は調査対象によって異なり、安定した結果は得られていない。2013 年調査に基づく分析では、選挙管理委員会のメンバーを誰が選んでいるかが影響し、首長部局が選んでいる場合、ネット掲載に消極的になる。他方、2016 年度調査に基づく分析では、選挙管理委員会の独立性はあまり問題とならず、むしろ選挙管理委員会事務局による選挙公報の必要性の認識が影響する。

(11) 制度効果パートでは、期日前投票の効果について検討した。すなわち、2016 年参院選前後に実施されたインターネット調査を用いて、有権者が憲法改正という争点に対し正確な投票 (correct voting) を行えたのかどうかを検証する。参院選では、いわゆる改憲勢力が議席の 3 分の 2 を占めるほどの大勝を収めるが、選挙前の世論調査によると、有権者は必ずしも憲法改正を支持していたわけではなかった。これに対し、改憲争点における自民党の立場について「わからない」と答えた護憲派ほど改憲勢力に投票する傾向があること、また改憲勢力に投票した護憲派は選挙後その投票について後悔していること、さらにその傾向は期日前投票を行った有権者の間で強く見られたことがわかった。この他、SVRs と従来型の選挙不正の関係について、在米メキシコ人の在外投票と票買収の関係について調査したところ、監視を受けにくい在外投票では票買収がなされやすく、しかも特定党派にその影響は偏ることが分かった。

(12) 得られた成果の国内外における位置づけとインパクト：第 1 に、本研究は SVRs 研究に関する日本政治学の遅れを一気に挽回した。SVRs に関する研究は、国際的には進められており、他方、実務的にはネット選挙の導入、区外投票所の設置検討などが進められている。ところが、日本国内での研究は行政法学的なものにとどまり、日本の実務に国際的な研究動向が踏まえられることもなければ、日本の状況が研究に貢献することもほとんど無かった。この状況は本研究の登場により大きく変わった。本研究以降、選挙学会では何度も選挙ガバナンスに関するセッションがもたれるようになり、その際に必ずといってよいほど本研究の成果が参照されている。政治学会でも選挙ガバナンスに関する年報特集が生まれ、行政学会でもセッションがもたれた。実務的にも、本研究成果を『選挙時報』で連載したことにより業務改善にあたって参照されていると聞いている。第 2 に、本研究は、SVRs が有権者の行動に与える質的影響を世界ではじめて明らかにした。先行研究は、選挙制度が有権者の投票行動に影響を与えることを明らかにしてきた。選挙管理制度も何らかの影響を与えることは示唆されているが、具体的な実証は未着手であったが、ついにこの領域解明の一步を記した。

(13) 今後の展望：選挙ガバナンス研究は世界的に方向転換の時期にさしかかっている。選挙ガバナンス上、従来の研究上の焦点は選挙不正であり、SVRs であった。しかし、選挙不正は先進国では重要な争点ではなくなっている。政治家は、情報環境の操作というより洗練された方法で選挙結果に影響を与えるようになってきている。この変化は、選挙ガバナンス研究を、制度研究から制度パフォーマンスの研究へと深化させることを求めている。SVRs についても同様である。過去の研究は、SVRs は投票行動を改善するとの暗黙の前提に立って議論されてきたが、この前提は証明されていない。本研究成果は制度パフォーマンス研究のための礎石となり、新しい研究方向を促進させるであろう。

## 5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計 17 件)

1. 大西裕、はじめに「選挙ガバナンスと民主主義」、年報政治学、査読無、2018- 、2018、pp.3-9
2. 河村和徳、投票環境改善策としての移動支援 選挙管理委員会に対する調査結果から、年報政治学、査読無、2018- 、2018、pp.15-39
3. 飯田健、政党の争点立場認知と投票後悔：2016 年参院選における護憲派による改憲勢力への投票、年報政治学、査読無、2018- 、2018、pp.60-81
4. 松本俊太、アメリカ 50 州における選挙管理組織：何がトップの選出方法を説明するのか、年報政治学、査読無、2018- 、2018、pp.82-106
5. 伊藤武、イタリアにおける選挙ガヴァナンス：民主化と分散的設計のパラドクス、年報政治学、査読無、2018- 、2018、pp.107-126
6. 中井遼、偶然と党略が生み出したインターネット投票：エストニアによる世界初導入へと至る政治過程、年報政治学、査読無、2018- 、2018、pp.127-151
7. 川中豪、一党優位支配と選挙システム：シンガポールにおける選挙システムと有権者からの評価、年報政治学、査読無、2018- 、2018、pp.152-176
8. 中井遼、エストニアにおけるインターネット投票導入に係る法改正の議事・投票記録、法政論集、査読無、46 (1/2) 2018、pp.107-144
9. 品田裕・吐合大祐、「第二回全国市区町村選挙管理委員会事務局調査」についての報告(1)(2)、選挙時報、査読無、67 (7) 2018、pp.29-41,67 (9) 2018、pp.1-14
10. 品田裕、一八歳・一九歳の投票率について、地方自治、査読無、843号、2018、pp.2-31
11. 大西裕、韓国選挙管理委員会の強さの意味、アジア研ワールド・トレンド、査読無、No.251、2016、pp.4-5
12. Yuriko Takahashi、Clientelism beyond Borders? The Political Reform of Extending Voting Rights Abroad in Mexico., WINPEC (Waseda Institute of Political Economy) Working Paper Series、査読無、No.E1618、2017、pp.1-23
13. 松本俊太、アメリカ合衆国・オレゴン州の選挙管理制度とその運用、選挙時報、査読無、66-1、2017、pp.20-35
14. 中井遼、エストニアの選挙戦とインターネット投票、アジア研ワールド・トレンド、査読無、NO.251、2016、pp.34-35
15. 品田裕・宋財ヒョン、「投票行動、政治意識に関するアンケート」についての報告(1)(2)(3)(4)(5)(6) (7・完) 選挙時報、査読無、65 (4) 2016、pp.14-24,65 (5) 2016、pp.24-32,65 (7) 2016、pp.28-37,65 (8) 2016、pp.22-33,65 (9) 2016、pp.37-47,65 (10) 2016、pp.40-50,65 (11) 2016、pp.31-39
16. Takeshi Kawanaka、The Stakes of Politics and Electoral Administration: A Comparative Study of Southeast Asian Democracies、IDE Discussion Paper Series、査読無、No.536、2015、pp.1-26
17. 秦正樹・品田裕、「全国市区町村選挙管理委員会事務局調査」についての報告(6)(7)(8)(9)(10・完)、選挙時報、査読無、64 巻 4 号、2015、pp.28-37,64 巻 5 号、2015、pp.22-33,64 巻 6 号、2015、pp.18-27,64 巻 7 号、2015、pp.16-23,64 巻 8 号、2015、pp.10-21

[学会発表](計 13 件)

1. Yuriko Takahashi、Las democracias y las elecciones en América Latina y Asia: comparación tentativa、第 6 回メキシコ政治学会国際研究大会(VI Congreso Internacional de Asociación Mexicana de Ciencias Políticas (AMECIP) (招待講演)(国際学会) 2018
2. Yuriko Takahashi、Determinants of Vote-Buying in Mexico, 1988-2017., The 35th annual meeting of the Society for Political Methodology (国際学会) 2018
3. 河村和徳・茨木瞬、選挙管理における ICT 利用を阻むもの 全国市区選管事務局調査 2018 のデータから、日本行動計量学会第 46 回大会、2018
4. 茨木瞬・河村和徳、共通投票所制度の導入を阻む壁とは何か? 全国選管調査の結果より、公共選択学会第 22 回大会、2018
5. 河村和徳、2017 年全国市区町村選挙管理委員会・事務局調査データから見る積極的参政権保障 (SVRs) への姿勢、情報ネットワーク法学会第 18 回研究大会、2017
6. 茨木瞬・河村和徳、「投票当日投票所投票主義」の下での代替不在者投票の意義と課題、2017 年度日本選挙学会総会研究会、2017
7. 飯田健、2016 年参院選における護憲派による改憲勢力への投票、日本選挙学会、2017
8. Yuriko Takahashi、Clientelism beyond Borders? The Political-Electoral Reform of Extending Voting Rights Abroad in Mexico., 2016 年度日本政治学会研究大会、2016 年 10 月 1 日、立命館大学(大阪府・茨木市)
9. 飯田健、\* 政党の争点立場認知と投票後悔：2016 年参院選における「改憲勢力 3 分の 2」、日本政治学会、2016 年 10 月 1 日、立命館大学(大阪府・茨木市)
10. Takeshi Iida、Awareness of Party Issue Differences and Regret on Vote: Evidence from

a Survey Experiment in Japan., Southern Political Science Association, 2017年1月12日、New Orleans, LA, USA

11. Yuriko Takahashi, Determinants of Trust in Electoral Management Bodies in Latin America., El Congreso Internacional de Elites y Liderazgos, 2015年6月10日、サラマンカ大学(スペイン・サマランカ)
  12. 茨木瞬・河村和徳、「平成の大合併」が投票環境にもたらし影響 投票所数の減少に注目して、数理社会学会第60回大会、2015年8月29日、大阪経済大学(大阪府・大阪市)
  13. 茨木瞬・河村和徳、投票所設置に関する計量分析、日本行動計量学会第43回大会、2015年9月4日、首都大学東京(東京都・八王子市)
- [図書](計 3 件)
1. 大西裕編、選挙ガバナンスの実態 日本編-「公正・公平」を目指す制度運用とその課題、ミネルヴァ書房、2018、279
  2. 大西裕編、選挙ガバナンスの実態・世界編 その多様性と「民主主義の質」への影響、ミネルヴァ書房、2017、316
  3. 品田裕(監修)、選挙に関する世論調査報告書、大阪市選挙管理委員会、2015、106

## 6. 研究組織

### (1) 研究分担者

研究分担者氏名：品田裕

ローマ字氏名：SHINADA Yutaka

所属研究機関名：神戸大学

部局名：大学院法学研究科

職名：教授

研究者番号(8桁)：10226136

研究分担者氏名：高橋百合子

ローマ字氏名：TAKAHASHI Yuriko

所属研究機関名：早稲田大学

部局名：政治経済学術院

職名：准教授

研究者番号(8桁)：30432553

研究分担者氏名：飯田健

ローマ字氏名：IIDA Takeshi

所属研究機関名：同志社大学

部局名：法学部

職名：教授

研究者番号(8桁)：50468873

研究分担者氏名：川中豪

ローマ字氏名：KAWANAKA Takeshi

所属研究機関名：独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所

部局名：地域研究センター

職名：研究センター長

研究者番号(8桁)：40466066

研究分担者氏名：曾我 謙悟

ローマ字氏名：SOGA Kengo

所属研究機関名：京都大学

部局名：法学研究科

職名：教授

研究者番号(8桁)：60261947

研究分担者氏名：稲継 裕昭

ローマ字氏名：INATSUGU Hiroaki

所属研究機関名：早稲田大学

部局名：政治経済学術院

職名：教授

研究者番号(8桁)：90289108

研究分担者氏名：伊藤 武

ローマ字氏名：ITO Takeshi

所属研究機関名：東京大学

部局名：大学院総合文化研究科

職名：教授

研究者番号(8桁)：70302784

研究分担者氏名：中井 遼

ローマ字氏名：NAKAI Ryo

所属研究機関名：北九州大学

部局名：法学部

職名：准教授

研究者番号(8桁)：10546328

研究分担者氏名：西山 隆行

ローマ字氏名：NISHIYAMA Takayuki

所属研究機関名：成蹊大学

部局名：法学部

職名：教授

研究者番号(8桁)：30388756

研究分担者氏名：河村和徳

ローマ字氏名：KAWAMURA Kazunori

所属研究機関名：東北大学

部局名：大学院情報科学研究科

職名：准教授

研究者番号(8桁)：60306868

研究分担者氏名：藤村直史

ローマ字氏名：FUJIMURA Naofumi

所属研究機関名：神戸大学

部局名：大学院法学研究科

職名：准教授

研究者番号(8桁)：20551493

研究分担者氏名：松本俊太

ローマ字氏名：MATSUMOTO Shunta

所属研究機関名：名城大学

部局名：法学部

職名：教授

研究者番号(8桁)：90424944